

労働運動委員会ニュース

No.239 2019年12月11日

発行責任者 宮川 敏一
東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

全国一斉労働相談が展開中

「泣いている者がないように」

新社会党が取り組む全国一斉相談は11回を迎える。今や労働組合の組織率は17%まで下降している。職場のブラック化が進んでいても、相談するところがない。「我慢するか、辞めるか」の二者択一を迫れ、真の問題を解決することができない。このような問題を抱えている労働者は少なくない。

新社会党は、労働者の党として、労働現場の悩みに耳を傾け、解決しようと労働相談を続けてきた。

全国で、新社会党の旗やユニオンの旗を掲げ、街頭で労働者に呼びかけた。東京では、10箇所の駅前で宣伝をした。労働相談の窓口は、都本部で受付(写真下)ける。早速、「新社会党が取り組む労働相談は良いことだ。頑張つてほしい」の励ましの電話が入った。東京では、ユニオンとの連携で、相談内容により、ユニオンに引き継ぐ取り組みをしている。千葉でも、11月から街頭宣伝(写真上)を展開

解決なしに年を越せない JAL闘争

12月9日の夜、東京・天王洲にあるJAL本社を包囲する大集会が132本の旗の下、650人の結集で開かれた。不当解雇から9年「職場に戻



せと訴え続けてきた」思いを当事者、当該組合、支援者がJAL本社にぶつけた!パイロット山口宏弥団長は、「解雇はみせしめだ。アルコール問題、12月9日から、千葉県本部で労働相談を受け付けている。

新社会党は、積極的な労働相談の呼びかけで、党の宣伝と存在感を訴えることができる。当然ながら、新社会党の旗を掲げて宣伝していると、「新社会党は、3000万人署名、辺野古新基地建設反対などと共に、労働相談の街宣で新社会党の旗を掲げ、街頭に立つ意義を学べた。取り組みは12月14日まで続く。

「解決なしに年を越せない」と会社の問題を批判した。客乗の内田妙子団長も「解決なしに年を越せない。原告の苦しさを知ってほしい」と訴えた。熱気に包まれた本社前は、結集した労働者が一体となつて「早期解決」「職場に戻せ」のコールでJAL本社に訴えた!

労働法制改悪を粉碎しよう!

首切り自由 (解雇の金銭解決)

裁量労働制の対象拡大

通常国会法案提出必至!



12月4日、18時JR津田沼駅デッキ



12月8日、都本部の電話対応

新社会党は、積極的な労働相談の呼びかけで、党の宣伝と存在感を訴えることができる。当然ながら、新社会党の旗を掲げて宣伝していると、「新社会党は、3000万人署名、辺野古新基地建設反対などと共に、労働相談の街宣で新社会党の旗を掲げ、街頭に立つ意義を学べた。取り組みは12月14日まで続く。

「解決なしに年を越せない」と会社の問題を批判した。客乗の内田妙子団長も「解決なしに年を越せない。原告の苦しさを知ってほしい」と訴えた。熱気に包まれた本社前は、結集した労働者が一体となつて「早期解決」「職場に戻せ」のコールでJAL本社に訴えた!

東日本20条裁判・新たな追加訴訟 闘いは第2次集団訴訟へ

12月2日、東日本20条裁判・新たに追加の訴訟裁判（清藤健一裁判長）が東京地裁で開廷した。第1回口頭



公判後の報告会（日比谷図書館）

弁論は、原告からの意見陳述が行われ、次回の期日を決めた。この裁判は、「有期契約の原告3人が同じ業務に従事する新一般職正社員と各種手当て及び休暇等の労働条件の相違について、不合理なものかということの主たる争点」に労働法20条で闘うもの。

今後は郵政裁判をわかりやすく整理するために次の名称で呼ぶことにした。

① 最高裁上告審訴訟（福岡・東京・大阪）

② 追加訴訟（今回の追加20条裁判）

③ 集団訴訟（20条高裁判決以降、全国の職場での格差を是正する20年2月以降集団提訴をする）

郵政産業労働者ユニオンは、総力を上げて格差改善に勝利しようと誓った。

次期期日は、2月20日15時

【解説】

労働契約法20条裁判を闘裁（18年12月13日に判決）う東日本原告3人は、東京高裁ま

で損害賠償を請求していた期間以降である16年9月以降から19年7月までの各種賃金及び労働条件の差額の損害賠償を求めて9月19日、東京地裁に提訴した。あわせて、正社員の就業規則・賃金規程の適用される地位の確認も請求した。原告3人は郵政法を1年00万円になる。

富士見タクシー闘争が勝利！

茨城ユニオン・ニュースレター

龍ヶ崎市の富士タクシーの争議は、組合員と組合側の要求に沿って、金銭和解で全面勝利を勝ち取りました。

7月24日に経営者は解雇予告通知書で、7月30日限りで運転手5人を全員解雇すると通告してきました。組合員は突然の解雇に対し、即座に茨城ユニオンに相談しました。組合は、早急に団体交渉を申し入れ、会社を迫りました。会社は平然と整理解雇であり社労士にも相談していると主張する方向ではありませんでした。

しかし、背景として、関東運輸局の監査で、運

行管理者の違反が摘発され、運行管理者資格証の返納処分を受け、運行不能になったことが判明。経営者の違法行為のツケを、労働者に責任転嫁し、運転手全員の首切りをしてきたのです。

この状況を打開するため、組合側は運行管理者の紹介までしましたが、経営側は取り合いませんでした。ここに至り、茨城ユニオンは組合員5名を先頭に社前で抗議行動やチラシ配布等を展開。地域・商店街の人々にも会社の理不尽な行為を訴えました。経営者側は相当地に驚いたようです。さらに団体交渉の中で、会社が解雇で逃げ込めるわけではなく、早期に和解した方が、会社にとっても有利であることを分かりやすく説明し、早期解決（3ヶ月）で勝利することが出来ました。

今回の闘争は、団体行動の重要性を再認識させるものです。

◆茨城ユニオンニュースレターNo.154から掲載